

仕 様 書

1 業務名

令和5年度九州国立博物館広報誌「季刊情報誌アジアージュ」制作及び印刷業務

2 業務の目的

九州国立博物館の特別展や特集展示などの見どころや作品解説、教育普及や文化財保存修復などの活動状況、ミュージアムショップなどの旬な情報をとりまとめ、リピーターはもちろん、来館経験のない幅広い層の人々に対し、当館の魅力を伝えるもの。

3 契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

4 業務概要

アジアージュ各号の取材、編集、デザイン、印刷までを行う。詳細は以下のとおり。

(1) 発行回数

4回/年

(2) 発行日

夏号（令和5年7月1日）、秋号（令和5年10月1日）、新春号（令和6年1月1日）、春号（令和6年4月1日）

(3) 発行部数

45,000部/回

(4) 規 格

A4判（縦型）、8頁。使用言語は日本語。

(5) 印 刷

中綴じ製本、マットコート紙菊判62.5kg、全頁カラー4色印刷。

5 納品について

(1) 発行日の3日前までに納品すること。

(2) 委託者が指定する場所に納入すること。

(3) 最終原稿について、Adobe PDF（Portable Document Format）形式書類をWebサイトで配布できるよう圧縮を行い、CD-Rなどのメディア又はデータで納品すること。
また、新たに撮影した写真データは、JPEG形式で併せて提出すること。

6 支払方法

請負代金は、アジアージュ発行後、受託者の請求により支払うものとする。また、消費税等によって端数が生じる場合は、最終支払の際に調整する。

7 仕様の変更

この仕様書で定めた項目の中で、変更の必要が生じた場合は、協議により変更することを妨げない。

8 留意事項

(1) 制作体制

受託者は、九州国立博物館の運営方針を十分に理解した上で、取材、原稿作成、デザイン、写真撮影の制作体制（取材と原稿作成の併任は可）を構築するとともに、十分な経歴を有した制作スタッフを選定し、九州国立博物館の広報誌としての品質を保つこと。また、提案作品を制作したスタッフは必ず制作に従事すること。

(2) 原稿の作成

原稿作成に当たっては、写真、原稿、レイアウトなどを含め双方による編集会議を行い、レイアウト前に委託者の承認を得るものとする。受託者は、原稿を速やかに作成し、委託者に十分な校正の時間を与えること。

(3) 著作権等

- ・本誌作成のために撮影した写真、コピーなど一切の著作権は、委託者に帰属するものとし、「季刊情報誌アジアージュ」以外の用途で使用することを妨げないものとする。
- ・展示作品の写真が必要な場合は、原則として委託者から写真データもしくはポジ・フィルムを提供することとする。なお、委託者が写真データもしくはポジ・フィルムを所有していない場合には、受託者が新たに撮影もしくは他機関・個人より提供を受け、使用するものとする。
- ・風景・人物・参考資料写真などの写真が必要になった場合には、受託者が撮影もしくは他機関・個人より提供を受け、使用するものとする。その場合、トリミング、デフォルメを自由に行えることとする。なお、使用する写真の Web サイトへの掲載について別途許可が必要な場合には、関係機関への許可申請も行うこと。

(4) デザイン・校正

- ・レイアウト、イラストなどは、委託者の指示に基づき、受託者が作成する。
- ・文章、デザインは、館が発行する他の広報物との整合性をとるものとする。
- ・受託者は委託者が行った校正を確実に反映させるほか、デザイン、編集等に関し委託者の指示に従うこと。
- ・文字校正は最低3校とする。初校は受託者において確実にを行うものとする。また、色校正についても2回行うこと。

(5) コラム記事

- ・8頁のうち1頁は永青文庫副館長橋本麻里氏によるコラム記事とする。
- ・コラム掲載に係る橋本麻里氏との文化財の選定や内容の協議及びコラム記事の受領等は委託者が実施し、橋本麻里氏への原稿料(単価 31,065 円)については、受託者より支払うものとする。なお、原稿料は本業務委託料に含む。

(6) 広 告

- ・表4の1/4 枠を広告枠とする。
- ・広告料は、別添1「九州国立博物館広報誌「季刊情報誌アジアージュ」広告掲載募集要項」のとおりとし、受託者は、発行ごとの広告料を委託者に納付することとする。

(7) ホームページ掲載

- ・九州国立博物館ホームページ（Web サイト）にてPDF 形式での配布及び原稿、写真の2次利用を行う。
- ・印刷に用いる組版原稿を制作する際は、ホームページ（Web サイト）にて視覚障害者用音声読み上げソフトに対応させるために、「よみがな」を添付し、「旧漢字」や「作字・組字」を使用せず、使用フォント（フォントのアウトライン化は行わない）に注意する。

9 その他

- (1) 受託者は、業務に関する経費の一切を負担すること。
- (2) 契約期間中、委託者と緊密な打合わせを実施すること。
- (3) 委託者が必要と認めた場合は、成果品納入の前に、指定する関係者等の了解を得ること。

九州国立博物館広報誌「季刊情報誌アジアージュ」広告掲載募集要項

1 概要

広告媒体／掲載場所	九州国立博物館広報誌「季刊情報誌アジアージュ」／表 4
大きさ／使用色	80mm×172mm／カラー4色
掲載単位	7.1号、10.1号、令和6年1.1号、令和6年4.1号の各号
主な配布先	九州国立博物館内、福岡県内の文化施設・商工会議所、福岡県各市町村の文化財・観光担当部門、福岡空港、 JR九州主要駅、太宰府市内の郵便局、九州内の大学・道の駅・旅行会社、福岡市・太宰府市内の宿泊施設、太宰府市・筑紫野市内の小中学校、全国の博物館・美術館・図書館等
広告料（各号の単価）	50,000円（税別）
留意点	広告本文以外に次の事項を明確に表示してください。 ・ 広告主の名称及び連絡先 縦5mm×横10mm以上で「広告」の表示

2 広告主の範囲

- (1) 広告内容については、次の(2)、(3)に適合したもので、県が承認したものに限ります。
- (2) 広告主は、次のいずれかにも該当しない者とします。
- ① 県の入札参加資格において、指名停止措置を受けている者、又は指名停止基準に該当する行為を行った者
 - ② 法令、規則等に基づく命令等に違反している者
 - ③ 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
 - ④ その他広告主として適当でないと県が認める者
- (3) 次のような広告に該当又は該当する恐れがあるものは掲載できません。その他の場合でも、掲載が不適切と判断した場合は、掲載をお断りします。
- ① 法令、規則等に反するもの
 - ② 政治性又は宗教性のあるもの
 - ③ 意見広告、比較広告及び名刺広告又はこれらに類するもの
 - ④ 誇大又は虚偽であるもの
 - ⑤ 公序良俗に反するもの
 - ⑥ 第三者を誹謗、中傷又は排除するもの
 - ⑦ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
 - ⑧ 貸金業法（昭和58年法律第32号）に基づく貸金業に関するもの
 - ⑨ 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するもの
 - ⑩ その他広報紙に掲載する広告として適当でないと県が認めるもの

3 広告の掲載料

- (1) 広告スペースは、制作受託業者の買い取りとし、広告主からの未収分については、県は責任を負いません。
- (2) 掲載料は、県が指定した日までに、県が発行する納入通知書により一括して納付してください。